

調布市地域福祉計画

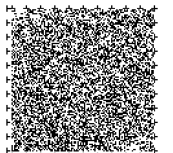
令和6（2024）年度 ～ 令和11（2029）年度



令和6（2024）年3月

調布市

パラハートちょうふ
つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち



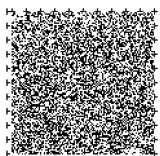
元号・西暦表記について

平成31年度は令和元年度としています。原則，元号表記とし，計画期間である令和6年以降は西暦を併記しています。なお，レイアウトの関係で併記が難しい場合は元号のみの表記としています。

音声コード

計画書の各ページに，「音声コード (Uni-Voice)」を付しています。

「音声コード」は，紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し，文章内容を読み上げることで，音声で情報を得ることができます。



はじめに



近年、少子高齢化の進行や生活様式の変化により、地域の生活課題は複雑化・複合化しており、高齢、障害、子ども等、複数の分野にまたがる課題への横断的な対応が求められています。また、人と人とのつながりが希薄化する中、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していくことが重要となっております。

市は、こうした福祉施策を取り巻く現状等を踏まえ、今般、「地域福祉計画」、「高齢者総合計画」及び「障害者総合計画」の福祉3計画を策定し、共通の将来像や各計画を貫く理念を定め、地域共生社会の充実に向けて、関連施策と連携を図りながら取組を推進することといたしました。

「地域福祉計画」では、4つの基本目標を掲げ、「地域におけるトータルケアの推進」及び「住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり」の2つの重点施策を推進することとしており、地域住民や地域団体、関係機関の相互連携の下で、地域共生社会の充実に向けて取り組んで参ります。また、成年後見制度利用促進基本計画を包含することにより、権利擁護に関して地域福祉と一体的に取り組むほか、重層的支援体制整備事業実施計画も組み込んで策定することにより、多機関協働による包括的な支援体制の構築を推進して参ります。

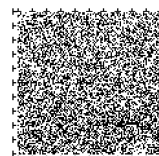
今後、地域福祉に関する施策を着実に実施していくためには、市民の皆様をはじめ、調布市社会福祉協議会などの福祉関係団体等の参加と協働が不可欠です。3計画共通の将来像「みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち」を目指し、引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました調布市地域福祉推進会議委員をはじめとする関係者の方々並びに御協力を賜りました多くの市民の皆様にお礼申し上げます。

令和6年3月

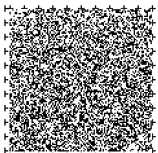
調布市長

長友貴樹

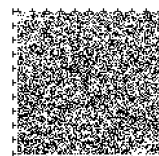


目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画策定の背景.....	3
3 計画の目的.....	7
4 計画の位置付け.....	8
5 計画の期間.....	10
6 計画の策定体制.....	11
第2章 地域福祉の現状と課題.....	13
1 地域福祉の現状.....	13
2 現行計画の振り返り.....	19
3 調布市の地域福祉の課題.....	29
第3章 調布市の福祉の共通事項.....	35
1 福祉3計画に共通する背景.....	35
2 将来像と基本理念.....	38
3 福祉圏域.....	39
第4章 計画の基本方向.....	41
1 基本目標.....	43
基本目標1 安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり.....	43
基本目標2 地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり.....	48
基本目標3 住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり.....	51
基本目標4 地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり.....	55
2 重点施策.....	57
重点施策1 地域におけるトータルケアの推進.....	57
重点施策2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり.....	66
3 重層的な支援体制の整備の推進（調布市重層的支援体制整備事業実施計画）..	72
第5章 成年後見制度の利用促進（調布市成年後見制度利用促進基本計画）.....	83
1 背景.....	83
2 地域福祉計画との一体的策定.....	84
3 成年後見制度の現状.....	85
4 振り返りと主な課題.....	87
5 基本方針.....	88
6 基本方針に基づく取組.....	89
基本方針1 権利擁護に関する相談支援の充実.....	89
基本方針2 成年後見制度の適切な利用促進.....	91
基本方針3 後見人等の育成・活躍支援.....	93
基本方針4 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進.....	94
7 重点的な取組.....	96



8 進行管理・評価.....	97
第6章 8つの福祉圏域の取組.....	99
1 緑ヶ丘・滝坂小学校地域.....	100
2 若葉・調和小学校地域.....	102
3 上ノ原・柏野小学校地域.....	104
4 北ノ台・深大寺小学校地域.....	106
5 第二・八雲台・国領小学校地域.....	108
6 染地・杉森・布田小学校地域.....	110
7 第一・富士見台・多摩川小学校地域.....	112
8 第三・石原・飛田給小学校地域.....	114
第7章 計画の推進に向けて.....	117
1 協働による計画の推進.....	117
2 計画の周知・普及.....	118
3 計画の進行管理・評価.....	118
参考資料.....	119
資料1 調布市の地域福祉計画と国の主な動向.....	119
資料2 地域福祉に関する統計データ.....	120
資料3 計画の策定経過.....	125
資料4 調布市地域福祉推進会議.....	128



計画案内ガイド（インデックス）

第1章

●地域福祉とは

誰もが、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関、行政等の社会福祉関係者が相互に連携して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方

●計画の背景 ●計画期間 など

第2章

●地域の状況

- ・高齢者人口と、ひとり暮らし高齢者世帯の増加が続く。
- ・近い将来に人口増加はピークを迎え、減少に転じる。

●現行計画の主な成果

●地域福祉の課題

課題1

本人のニーズを踏まえた支援体制の整備を図るとともに、身近な居場所の充実や社会参加への支援等を推進する必要がある

課題2

多様性を認め合い、互いを尊重する意識の向上と、世代や分野を超えた取組等を基盤に、ともに生きる地域をつくる必要がある

課題3

住民主体による地域福祉活動の多様な担い手を増やし、関係機関、行政と連携・協働することで、見守りと支え合いの仕組みづくりを推進する必要がある

課題4

複雑化・複合化した課題を抱える世帯・個人を支援するため、包括的な支援体制を構築する必要がある

調布市の福祉3計画の将来像

みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち

第3章

●福祉3計画の基本理念

理念1

誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会

理念2

互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会

理念3

世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会

理念4

多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

第4章

●地域福祉の基本目標

基本目標1

安心した暮らしと社会とのつながりがもてる地域づくり

基本目標2

地域共生社会の基盤となる地域福祉の仕組みづくり

基本目標3

住民が主体的に参加する支え合いの地域づくり

基本目標4

地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくり

●重点施策

- 1 地域におけるトータルケアの推進
- 2 住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり

●重層的な支援体制の整備の推進（調布市重層的支援体制整備事業実施計画）

第5章

成年後見制度の利用促進
（調布市成年後見制度利用促進基本計画）

第6章

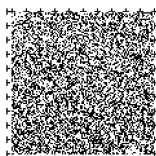
8つの福祉圏域の取組

第7章

●協働による計画の推進 ●計画の周知・普及 ●計画の進行管理・評価

参考資料

●調布市の地域福祉計画と国の主な動向 ●地域福祉に関する統計データ 等



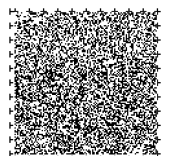
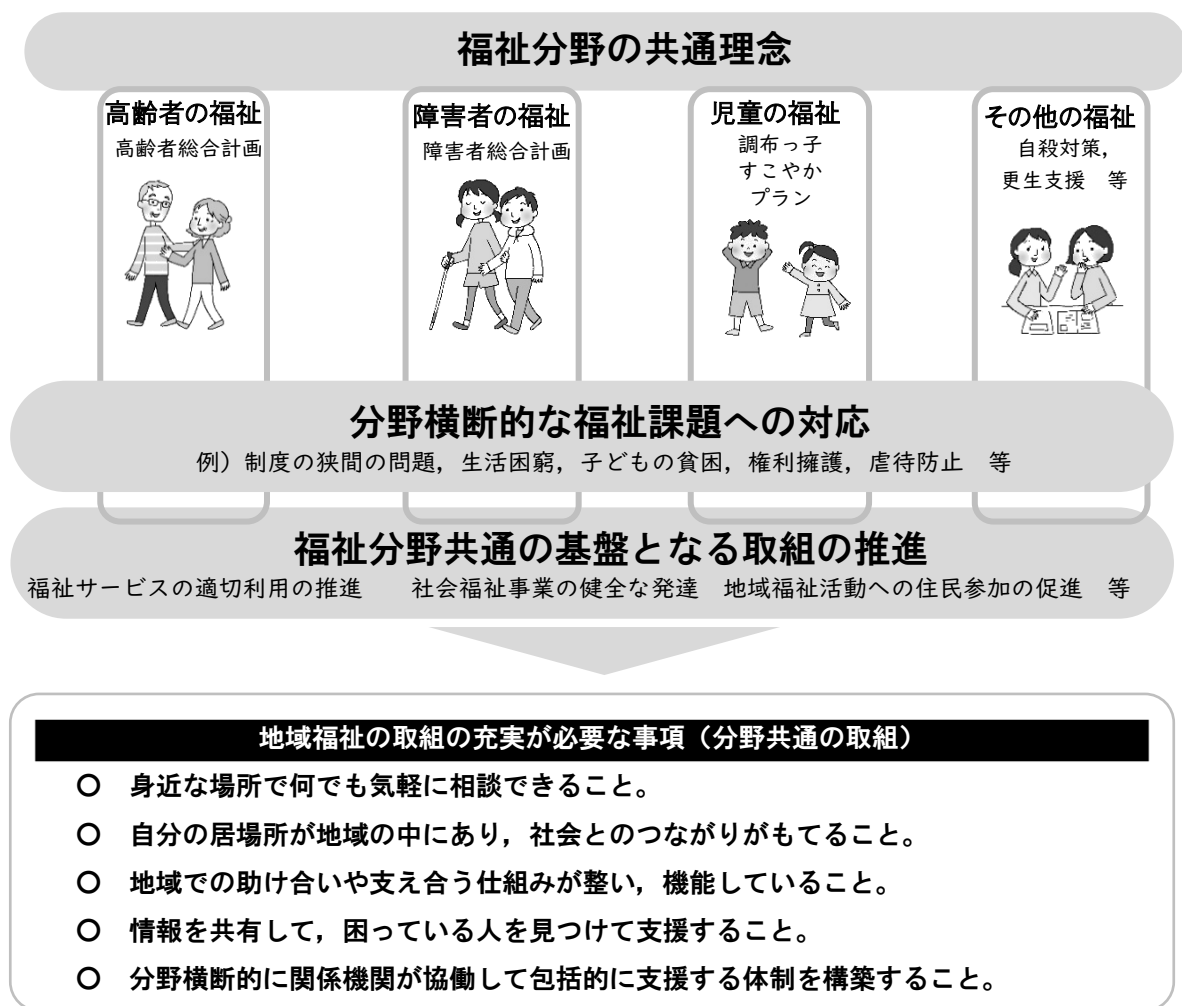
第1章 計画の策定に当たって

1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが、それぞれの地域において安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関、行政等の社会福祉関係者が相互に連携して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

近年、社会情勢の変化などによって、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない、制度の狭間の問題をはじめ、福祉ニーズは複雑化・複合化しています。そのため、地域福祉を推進するうえでは、地域に関わる全ての人や組織がそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係を強くしていくことが求められています。特に、地域の特性や資源を生かして「互助」を実践すること、そして、「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえて、多様な主体が連携し、ネットワークを組んで地域全体の支え合う力を高めることが重要です。

■調布市の地域福祉のイメージ



■調布における自助、互助、共助、公助のイメージ



健康づくりの
ための体操

自助

自分のことを自分でする

(日頃身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決)

地域の居場所づくり



互助

ボランティア活動や住民活動

(個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所、ボランティア活動で解決)

共助

介護保険に代表される社会保険制度やサービスなど

(制度化された相互扶助や住民参加型の福祉サービス、非営利の福祉サービスなどで解決)

見守りサービス

地域福祉の推進

公助

税による公の負担、生活保護や人権擁護など

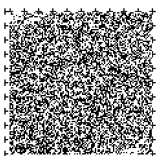
(自助・互助・共助では対応が困難な課題等に対しては、生活保障を行う社会福祉制度などで解決)

活動の支援・助成

人材の発掘・養成



介護保険サービスの充実



2 計画策定の背景

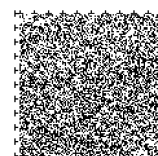
(1) 国の動向

我が国では、少子高齢化や人口減少などにより、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化しています。こうした状況を踏まえ、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、国民の安心した生活を支える新しいビジョンとして地域共生社会の実現が明記されました。

その後も、新型コロナウイルスの世界的な流行（パンデミック）や不安定な世界情勢に起因する物価高騰などの社会的要因が重なり、市民生活や地域活動に影響を及ぼしています。社会が変化し続ける中、社会福祉法等の改正をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

■近年の主な動向

平成27年度	「生活困窮者自立支援法」施行（平成27年4月）	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新たな仕組み（第2のセーフティネット）の構築
	厚生労働省「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書（平成27年9月）	全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）を提示
平成28年度	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成28年5月）	市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定の努力義務化
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成28年6月）	地域共生社会の実現が明記
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成28年12月）	地方再犯防止推進計画の策定の努力義務化
平成30年度	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成30年4月）	・福祉分野の上位計画に地域福祉計画が位置付けられ、区市町村地域福祉計画の策定が努力義務化 ・地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が追加
令和元年度	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年9月）	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される法律の目的・基本理念、教育の機会均等が図られるべき趣旨の明確化
令和3年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和3年4月）	重層的支援体制整備事業の創設、重層的支援体制整備事業実施計画の策定について記載
	「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定（令和3年12月）	分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備
	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和4年3月）	・地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備 ・全市町村で基本計画を早期に策定（概ね令和6年度まで）
令和4年度	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和5年3月）	重点課題に「地域による包摂の推進」等を新たに明記
令和5年度	「孤独・孤立対策推進法」公布（令和5年6月）※施行はR6年4月	孤独・孤立対策の基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等を規定



(2) 東京都の動向

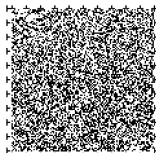
東京都では、平成18年2月に「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されました。

その後、社会福祉法の改正をはじめとする法・制度の動向を受け、平成30年3月に「東京都地域福祉支援計画」、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

また、令和元年7月には「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。

■第二期東京都地域福祉支援計画（令和3年度～令和8（2026）年度）の主な項目

3つの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ①誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京 ②地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京 ③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京
主な改定事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 前計画策定後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響など） ● 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方など）



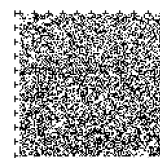
(3) 調布市の動向

市は、平成12年の社会福祉法の改正に先駆けて、平成5年度を計画期間の初年度とする調布市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定し、地域福祉を推進してきました。

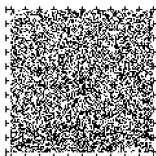
以降、30年以上の歩みの中で、調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画、調布市障害者総合計画（以下「福祉3計画」という。）の策定期間並びに調布市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定期間を合わせて関連計画の連携強化を図りながら、法律・制度改正や社会情勢の変化、そして複雑化・複合化する福祉ニーズに対応する福祉施策を展開してきました。

■調布市の地域福祉の歩み

平成4年度	● 市は、国に先駆け、市民参加による手法で、平成5年度を計画期間の初年度とする調布市地域福祉計画を策定し、「生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現する」ことを目指して地域福祉の推進に努めてきました。
平成7年度	● 最初の地域福祉計画策定時の「行政計画が地域福祉計画の目標実現に即しているか否かを、福祉の施策の視点から検討するための市民参加型の常設委員会を設置されたい」との意見を受け、平成7年度から地域福祉推進会議を設置し、以降、計画の推進と進行管理を行っています。
平成12年度	● 社会福祉法の改正を受け、地域福祉計画の見直しを行う中で、計画期間を平成13年度から18年度の6年間としました。
平成13年度	● 子ども家庭支援センターすこやかを開設し、子どもと家庭の総合相談事業や乳幼児交流事業、エンゼル大学などをスタートさせました。
平成15年度	● 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護するために、近隣5市共同で多摩南部成年後見センターを設立しました。
平成17年度	● 地域福祉計画を、別に定める高齢者、障害者、保健などの分野別福祉計画の基盤となる計画として位置付けるとともに、それら福祉計画の改定に合わせ1年前倒しして、改定しました。
平成19年度	● 災害時に備え、民生委員・児童委員と協力して、災害時要援護者台帳の作成に取り組んだほか、精神障害者の自立及び社会参加を支援し、精神保健福祉サービスの向上を図るため、こころの健康支援センターを開設しました。
平成20年度	● 75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が開始されました。 ● 後期高齢者医療制度の保険者は、東京都後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の徴収や健診事業などは市が実施することとされ、従来の健診事業や介護予防健診（生活機能評価）との整合性を図りながら、住民にわかりやすい事業の実施に取り組みました。
平成21年度	● 「福祉のまちづくり条例」をユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正を行いました。



平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）をもとに、モデル事業として災害発生時の地域の取組を実施しました。
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年度を計画期間の初年度とする福祉3計画を策定しました。 ● 地域福祉計画では、地域福祉の取組について先進事例を参考に研究・協議を進め、地域におけるトータルケアの推進によるネットワークの構築とコーディネート機能の強化を図る必要性を掲げ、計画に地域福祉コーディネーターの配置を位置付けました。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉において、在宅で生活する方や病院から退院し在宅医療に切り替わる方が、介護サービスとともに医療サービスを円滑に受けられるように、在宅医療相談室について広く周知を行うなど、医療と福祉の連携推進を図りました。 ● 障害者福祉では、障害者自立支援法の改正を受け、新たに特定相談支援事業所を開設するとともに、基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターを設置しました。
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域におけるトータルケアの推進を図るため、新たに地域福祉コーディネーターを配置しました。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に生活保護世帯の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口を庁舎内に常設するとともに、民間事業者を活用した就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を開始しました。 ● 高齢者が在宅で安心して暮らすための支援として、支援する親族がいない方を対象とした「あんしん未来支援事業」を開始しました。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門性を備えた福祉人材の確保と質の向上、また、地域の福祉人材の育成を総合的に推進し、将来にわたる福祉・介護ニーズに的確に対応する目的で、新たな研修・育成拠点として福祉人材育成センターを開設しました。 ● 生活困窮者自立支援法の施行を受け、離職や失業など様々な事情で生活に困窮された方の生活再建の相談支援（調布ライフサポート）を開始しました。 ● 高齢者福祉では、介護保険制度の改正を受け、ボランティア育成など地域での支え合いの体制整備を進める目的で、新たに地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置しました。
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法の改正を受け、従前の計画の見直し等を図り、調布市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）、行動計画（住民編）、行動計画（庁内編）を再編・統合し、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」を策定しました。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度を計画期間の初年度とする福祉3計画を策定しました。 ● 平成30年度からの福祉3計画では、共通の将来像、基本理念を定めるとともに、福祉圏域の整理・統一化を図りました。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉3計画共通の福祉圏域による取組を開始しました。 ● 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業において、多機関協働による包括的な支援体制の構築の取組の一つとして、「相談支援包括化推進会議」を設置しました。 ● 高齢者分野では、認知症初期集中支援事業の運営を業務委託で開始しました。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉コーディネーターを8つの福祉圏域全てに配置しました（8人体制）。 ● 「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を多摩南部成年後見センターを運営する5市協働で策定しました。



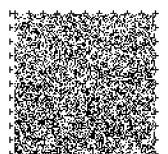
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「調布市，日野市，狛江市，多摩市，稲城市成年後見制度利用促進基本計画調布市の取組」を策定しました。 ● 調布市生活ほっとあんしん相談事業を開始しました。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者分野では，令和元年度に福祉圏域に合わせた地域包括支援センターの配置の再編を行い，令和2年度に8つの福祉圏域での相談開始に向けて引き継ぎし，令和3年度より本格実施しました。 ● 社会福祉法の改正により，重層的支援体制整備事業が創設されたことに伴い，重層的支援体制整備事業移行準備事業を開始しました。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）」を策定しました。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業に移行しました。 ● 高齢者分野では，地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を8つの福祉圏域全てに配置しました（8人体制）。

3 計画の目的

これまで市は，みんなが自分らしく，安心して，つながりをもって暮らし続けられるまちを目指し，個別の生活課題やニーズを踏まえて，福祉サービスの充実や包括的な支援体制の構築を図るとともに，福祉活動を通じて地域を活性化させる視点から住民主体の取組を支援する，地域福祉を推進してきました。

地域福祉の取組は，市民，地域活動団体，ボランティア，NPO，社会福祉法人，福祉サービス事業者，調布市社会福祉協議会，関係機関，行政等の公的機関をはじめ，地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し，「自助，互助，共助，公助」の取組を重層的に組み合わせて推進することが重要となっています。

そのため，本計画は，対象者を限定することなく，全ての市民を対象として，地域という視点を基盤に，分野共通の課題に焦点を当てて，高齢福祉分野，障害福祉分野その他の分野を横断的につなぎ，地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し，地域全体で支え合うための方針を定めるため，策定するものです。



4 計画の位置付け

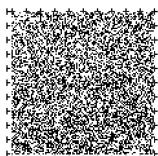
(法律の位置付け)

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画及び社会福祉法第106条の5に規定する重層的支援体制整備事業実施計画を包含します。

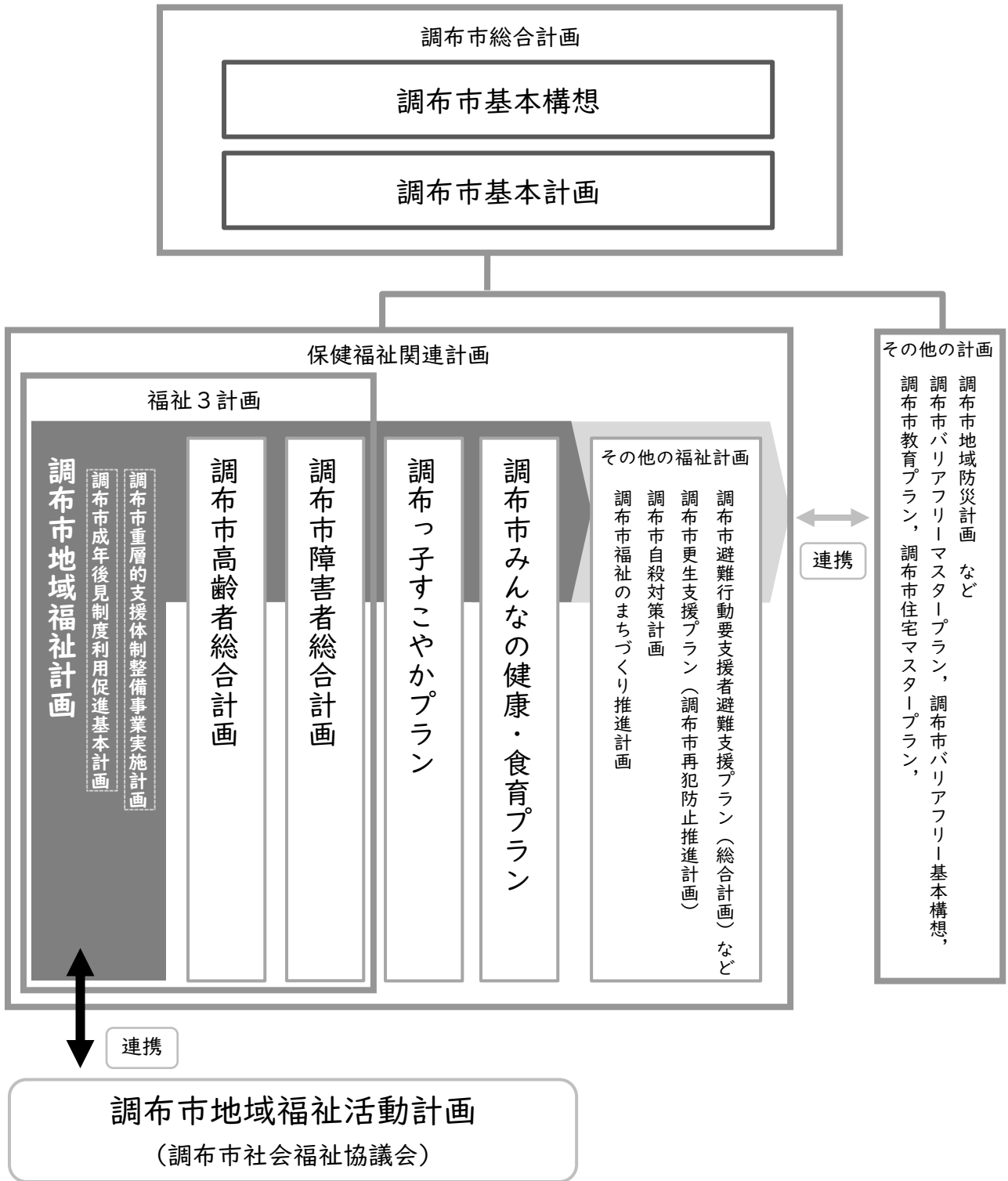
(調布市の位置付け)

平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を定める福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。そのため、こうした観点を含めて、本計画は、「調布市総合計画」を最上位の計画としながら、保健福祉に関する他の分野別計画（「調布市高齢者総合計画」、「調布市障害者総合計画」、「調布っ子すこやかプラン」等）を地域という視点で横断的につなげる基盤の計画として位置付けるとともに、「調布市福祉のまちづくり推進計画」等のその他の福祉計画とも連携を図り、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、「調布市教育プラン」等のその他の計画とも横断的な連携を図ります。

さらに、調布市社会福祉協議会が策定する「調布市地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携を図ることとします。



■計画の位置付け



第1章
計画の策定に当たって

第2章
地域福祉の現状と課題

第3章
調布市の福祉の共通事項

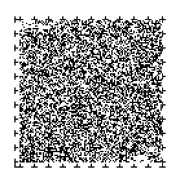
第4章
計画の基本方向

第5章
成年後見制度の利用促進

第6章
8つの福祉圏域の取組

第7章
計画の推進に向けて

参考資料

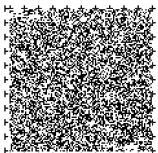


5 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	年度	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
調布市総合計画								基本構想						
								前期基本計画				後期基本計画		
調布市地域福祉計画								本計画期間						
調布市成年後見制度利用促進基本計画								本計画期間						
調布市重層的支援体制整備事業実施計画								本計画期間						
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画, 介護保険事業計画)								計画期間						
調布市障害者計画								計画期間						
調布市障害者総合計画								計画期間						
調布市障害者総合計画								計画期間						
調布っ子すこやかプラン								計画期間						
調布市みんなの健康・食育プラン								計画期間						
調布市福祉のまちづくり推進計画								計画期間						
調布市自殺対策計画								計画期間						
調布市更生支援プラン (調布市再犯防止推進計画)								計画期間						
調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)								計画期間(適宜, 改定)						
調布市教育プラン								計画期間						
調布市住宅マスタープラン								計画期間						
調布市バリアフリーマスタープラン								計画期間						
調布市バリアフリー基本構想								計画期間						
調布市地域防災計画								計画期間(適宜, 改定)						
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画								計画期間						



6 計画の策定体制

(1) 調布市地域福祉推進会議

本計画に基づく地域福祉を市民参加により総合的に推進することを目的として、地域福祉課題について検討・協議する調布市地域福祉推進会議において、計画の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施 (令和4年度調布市民福祉ニーズ調査として実施)

市内在住の市民(18歳以上)、高齢者(65歳以上)、障害のある方・障害児の保護者を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

(3) 住民懇談会の開催 (令和4年度調布市民福祉ニーズ調査として実施)

福祉圏域ごとに、地域住民等が日頃の想いや感じていることを話し合い、住民主体の交流活動の場等を充実させていく契機とするために、住民懇談会を開催しました。

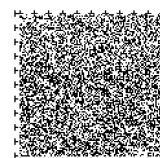
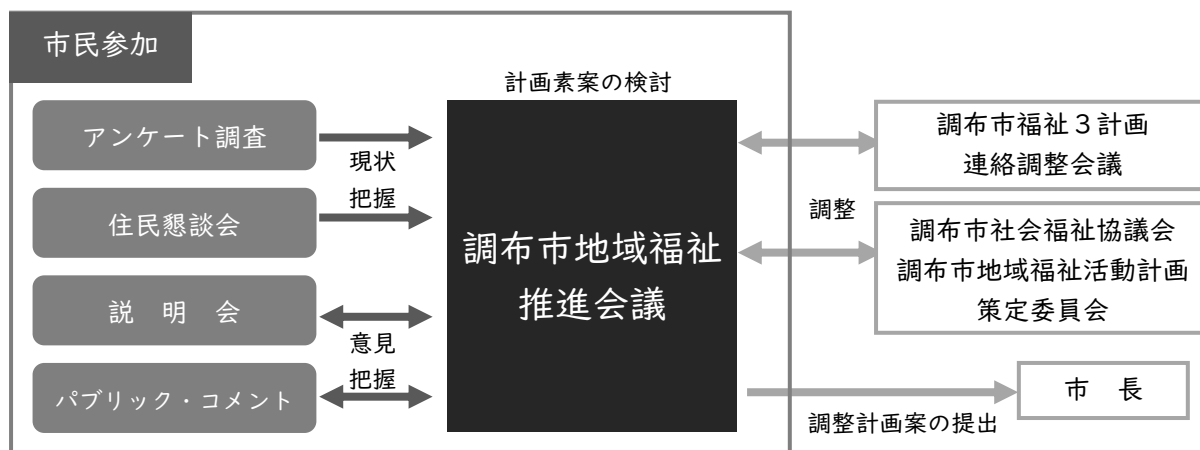
(4) 説明会の開催

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、福祉3計画合同説明会を開催するとともに、地域福祉計画の説明動画を作成し、市のホームページ等で広報することで、意見の把握に努めました。

(5) パブリック・コメントの実施

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。

■計画の策定体制



第一章
計画の策定に当たって

第二章
地域福祉の現状と課題

第三章
調布市の福祉の共通事項

第四章
計画の基本方向

第五章
成年後見制度の利用促進

第六章
8つの福祉圏域の取組

第七章
計画の推進に向けて

参考資料

